

補助金調書

補助金名	福岡市認知症カフェ開設支援事業補助金			担当課 (連絡先)	福祉局ユマニチュード推進部 認知症支援課(TEL711-4891)
交付先	団体	認知症カフェ開設者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	令和6年4月1日～令和6年5月31日 ※追加公募を実施する場合あり。		
(公募の場合) 応募要件	福岡市内で新たに認知症カフェを開設する団体(社会福祉法人、NPO法人、医療法人、株式会社、ボランティア団体、地域住民組織等)				
(非公募の場合) 非公募の理由	/				
補助開始年度	平成30	年度	経過年数	7	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 認知症カフェを開設する団体に対し補助金を交付することにより、市内に広く新たな認知症カフェの開設を促進することで、認知症の人が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるようにするとともに、認知症の人の家族の介護負担を軽減すること及び地域住民への認知症の啓発を促進することを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 補助金を交付する対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす認知症カフェを運営する事業とする。ただし、オンラインで実施する場合には、第1号、第2号は除く。</p> <p>(1) 複数の人が同時に過ごすことができる十分なスペースがあること (2) カフェ形式に机等を配置し、安心して参加できる雰囲気であること (3) 原則として月1回以上開設し、1回当たりの開設時間は2時間以上とすること (4) 開設日は、日にち及び曜日を固定するなど工夫し、周知すること (5) 3年は継続した事業実施が見込まれること (6) 認知症カフェを運営するスタッフのうち、認知症の人、並びにその家族からの相談に対応できる人員(医療・介護の専門職で、認知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有する者など)を1名以上配置すること (7) 地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域の関係者等と連携を図るとともに、市民ボランティア(認知症サポーター及び市民など)の積極的な参加を促進し、地域に開かれた場となるように努めること</p>				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	認知症カフェについては「認知症施策推進大綱」(令和元年6月)にて、認知症の人及びその介護者となった家族等が集う認知症カフェ等を推進し、家族等の負担軽減を図ることとされており、これに基づき、福岡市では認知症カフェの設置促進を行っているところであり、今後も開設を促進していく必要がある。また、これまでに認知症カフェ補助金の交付により多数のカフェが新規開設されており、今後も補助による効果が期待できることから、補助の継続が必要である。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費】 講師への謝礼、交通費、会議等の経費、備品の購入費、消耗品・材料等の購入費、借上げ等の費用、役員費等</p> <p>【補助金額の算定方法】 ○新規開設 1年目は補助率 5分の4以内で、補助限度額 100,000円まで 2、3年目は、補助率 2分の1以内で、補助限度額 50,000円まで</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	9 件	2 件	1 件	
	1,550 千円	315 千円	125 千円	33 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	認知症カフェの開設、及び運営にかかる補助の交付。(新規7件、継続2件)				
補助金交付 による効果	認知症カフェを開設する団体へ支援を行うことにより、認知症カフェ設置数の増加につながっている。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のもの、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。